

議案第 8 号

和光市水道庁舎駐車場条例を定めることについて

和光市水道庁舎駐車場条例を次のとおり定める。

和光市水道庁舎駐車場条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、和光市水道庁舎駐車場（以下「駐車場」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和光市水道庁舎駐車場	和光市広沢 1 番 5 号

(使用時間)

第 3 条 駐車場の使用時間は、午前 0 時から午後 1 2 時までとする。ただし、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 8 条第 2 項の規定により水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が、管理上必要があると認めたときは、使用時間を変更することができる。

(休場)

第 4 条 管理者は、駐車場の補修その他管理上必要があると認めたときは、前条の規定にかかわらず駐車場の全部又は一部を休場することができる。

(駐車できる自動車)

第 5 条 駐車場に駐車できる自動車は、別表のとおりとする。

2 管理者は、駐車場の管理上支障がないと認めたときは、前項に規定する自動車以外の自動車を駐車させることができる。

(使用の許可)

第 6 条 駐車場を使用しようとする者は、規程で定めるところにより管理者の許可を受けなければならない。

(使用の制限)

第 7 条 管理者は、駐車場の収容能力を超えるとき又は管理上支障があると認めたときは、駐車場の使用を制限することができる。

(使用許可の取消し)

第8条 管理者は、第6条の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規程に違反したとき。

2 管理者は、使用者が前項の規定による使用許可の取消しによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用料)

第9条 使用者は、駐車場の使用にあたり、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を納めなければならないものとし、その額は1日あたり1,500円を限度とする。

- (1) 入場した当日 入場後1時間未満は無料とし、その後駐車時間30分（30分未満は、30分とする。次号において同じ。）ごとに100円
- (2) 入場した翌日以降（連続して使用する場合に限る。） 駐車時間30分ごとに100円

2 複数日において連続して駐車場を使用した場合の使用料は、使用した日ごとの使用料の合計額とする。

3 使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額を含むものとする。

(使用料の不徴収)

第10条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車するときは、使用料を徴収しない。

- (1) 市の公用自動車その他管理者が指定する自動車
- (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車

(使用料の免除)

第11条 管理者は、特に必要があると認めるときは、使用料を免除することができる。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、管理者が特別な理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

(駐車日数の制限)

第13条 使用者は、同一の自動車を連続して7日を超えて駐車してはならない。ただし、第10条第1号の自動車その他管理者が特に必要があると認めた自動車は、この限りでない。

(禁止行為)

第14条 使用者は、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設を汚損し、又は駐車中の自動車を損傷すること。
- (3) 駐車場の使用の目的以外に使用すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(違反自動車等に対する措置)

第15条 管理者は、この条例及びこの条例に基づく規程に違反して駐車場内に駐車し、又は放置されている自動車について、必要な措置を講ずることができる。

(損害賠償)

第16条 使用者は、その責めに帰すべき事由により、駐車場の施設その他の物品を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、管理者は、やむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(市の免責)

第17条 駐車場内において、使用者又は第三者に起因して生じた損害については、管理者は、その責めを負わない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則

この条例は、令和8年6月29日から施行する。

別表（第5条関係）

種別	自動車の大きさ
普通自動車	全長5.60メートル以下

小型自動車（二輪のものを除く。）
軽自動車（二輪のものを除く。）

備考 この表における「種別」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第2条に定めるものをいう。

令和8年2月19日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

和光市水道庁舎駐車場の設置に伴い、その使用に関する必要な事項を定め、適正かつ円滑な管理を図るため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。